

出生時育児休業給付金申請時の「支払われた賃金額」について

日給月給制等により、出生時育児休業期間中の賃金は減額されている場合でも減額方法によっては「支払われた賃金額」を記載する必要がある場合があります。

- ① 当該期間中に減額された賃金額
- ② 減額がなかった場合の賃金額（※1）×出生時育児休業取得日数÷休業期間を含む賃金月の暦日数

※1 通勤手当や家族手当・資格等に応じた手当（就労日数・時間に関わらず一定額支払われる手当）は除きます。

②>①のとき、出生時育児休業期間を対象とする賃金となり、申請書へ記載が必要となります。

（例）賃金未締めで7/1～7/31（暦日数31日）の間に10日間の出生時育児休業を取得
月給30万円（諸手当なし）、23万円が支給された場合・・・

- ① 300.000円 - 230.000円 = 70.000円
- ② 300.000円 × 10日 ÷ 31日 = 96.774円

この場合、② - ① = 26.774円を「支払われた賃金額」として申請書へ記入します。
また、7/1～7/31分の賃金台帳の提出が必要となります。

- ※2 賃金基礎日数が暦日数以外の場合でも、上記の方法で比較します。
- ※3 休業期間中賃金が減額されない場合は、②で算出された金額がそのまま「支払われた賃金額」となります。

「支払われた賃金」確認資料
(出生時育児休業給付金専用)

適用事業所名 _____

支給申請者名 _____

出生時育児休業期間中の賃金減額 有 無

賃金形態 月給 日給月給 日給 時給 その他

① 就労した日数・時間に応じて支払われる賃金			
基本給	_____ 円		
_____ 手当	_____ 円	_____ 手当	_____ 円
_____ 手当	_____ 円	_____ 手当	_____ 円
② 就労した日数・時間にかかわらず一定額支払われる賃金			
_____ 手当	_____ 円	_____ 手当	_____ 円
_____ 手当	_____ 円	_____ 手当	_____ 円

【出生時育児休業期間を含む賃金の支払い状況】

・ 減額された金額 _____ 円・・・①

・ ①のうち、減額がなかった場合に支払われる金額 _____ 円・・・②

② × 出生時育児休業の日数 ÷ 休業期間を含む賃金月の暦日数

⇒ _____ 円 × _____ 日 ÷ _____ 日 = _____ 円・・・③

③ - ① = _____ 円 ⇨ 「支払われた賃金」(0円以上の場合のみ)